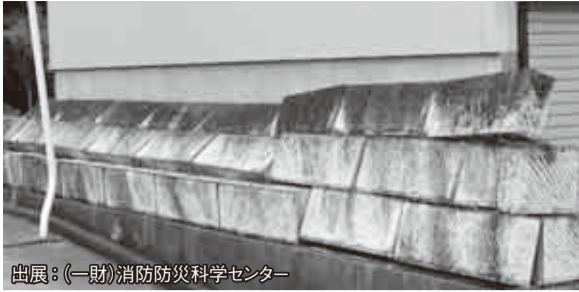


ブロック塀の安全点検をしましょう

近い将来発生が予測される大地震に備えて、市では市街地の安全を確保するため、既存建築物の耐震化や、危険なブロック塀などの撤去を促進しています。お問い合わせは、建築指導課☎421-6774へ。



出展：(一財)消防防災科学センター

危険なブロック塀は 人命を脅かす凶器になります

平成30年に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、倒壊したブロック塀の下敷きとなり、尊い命が失われました。4年1月に発生した「日向灘を震源とする地震（大分県）」でもブロック塀の倒壊がありました。

これらはいずれも現在の法令に定める基準に適合しない「危険なブロック塀」であることがわかっています。

危険なブロック塀は、人命を脅かす凶器となる恐れがあるばかりか、倒壊したブロックが道路をふさいで、被災者の避難や救助活動を妨げてしまうこともあります。事故が発生した場合は、所有者に対して多額の損害賠償責任が問われる可能性もあります。倒壊を未然に防ぐために安全点検を行いましょう。

(一社)全国建築コンクリートブロック工業会のホームページでは、兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)と同じ振動を、現行基準に適

合した安全な塀と、適合していない危険なブロック塀に与えたときの様子を比較した動画を紹介しています。右のコードから動画を見ることができます。

また、(一社)日本建築防災協会のホームページでは、既存ブロック塀などを安全点検する場合のポイントを示したチラシが公開されています。自宅にブロック塀がある人は、右のコードから確認し、点検しましょう。

自宅にブロック塀のない人も、日頃から通行する道や通学路を確認し、道沿いに高いブロック塀がある場合は、ブロック塀から離れる、ほかの道を通り抜けるなどの対策を心掛けるようにしましょう。



▲塀の比較動画



▲塀のチェックポイント



出展：(一財)消防防災科学センター

▲古いコンクリートブロック塀は、経年劣化で強度が落ちている可能性があり注意が必要です

ブロック塀の点検や施工でわからないことは専門家へ

- ▶点検や施工について (公社)日本エクステリア建設業協会☎043-292-1435
- ▶点検のみの場合 (公社)千葉県建築士事務所協会☎043-224-1640
または(一社)千葉県建築士会八千代支部☎409-0831
- ▶施工のみの場合 八千代市建設業協会☎459-9431

老朽化した空家を除却した土地の固定資産税等を減免します

住宅用地特例を受けている建物を除却して更地にすると、この特例がなくなり、土地に係る固定資産税などの負担が増えることが、空家が放置される要因の一つといわれています。放置された空家は老朽化などが進み、地域に危険をおよぼす恐れがあります。

市では、地域の生活環境の改善を図るため、老朽化した空家(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)を除却した土地を、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税などを減免し、老朽化した空家の除却の促進を図っています。

減免期間は2年間です。詳しくは市ホームページか建築指導課☎421-6774へ。

危険な空家の事例



防犯性の低下により不審者の侵入などが起きやすくなります



ごみが不法投棄され、火災等が起きる可能性があります



建物の外壁が朽ちて、倒壊のおそれがあります

募集 市民便利帳の広告主

各種手続きなどの行政情報や観光情報などをまとめた「暮らしのナビブック(市民便利帳)」に掲載する広告を募集します。掲載を希望する場合は、協働発行事業者の(株)サイネックスへ直接お問い合わせください。今後、広告主募集のため、同社担当者が事業所や商店を訪問します。

▼配布 10月予定 ▼配布方法 市内各戸世帯配布 ▼発行部数 約10万部 ▼仕様 A4判、4色フルカラー※掲載できる広告は、八千代市有料広告取扱要綱及び八千代市広告掲載基準に基づくものとします ▼問い合わせ 広告については、(株)サイネックス千葉支店☎043(2338)8280へ。内容については、広報広聴課☎(421)6704へ(広報広聴課)

募集 通所型短期集中予防サービスの利用者

リハビリテーション専門職との面談や集団でのプログラムを通じて、できるだけ介護が必要な状態にならないよう、自己管理する力を身につけるサービスです。

▼対象者 次の①②のいずれかに該当する65歳以上の人 ①介護保険の認定が要支援1・2の人、②基本チェックリストで生活機能が低下していると判断され、総合事業の対象者として登録された人 ▼募集人数 20人 ▼費用 無料 ▼実施時期 5年7月9日、週1回2時間程度、全12回。9回の通所と3回の訪問サービス(10月12月のコースも予定しています)。通所は、市内介護老人保健施設(送迎あり)で実施します ▼申込先 電話でお住まいの地区の地域包括支援センターへ【勝田台】☎(481)3515、【阿蘇・睦】☎(488)9525、【村上】☎(405)4177、【八千代台】☎(406)5576、【高津・緑が丘】☎(489)4655、【大和田】☎(484)6611 (福祉総合相談課)

いつでも、どこでも簡単に「家庭ごみの分け方、収集口を確認できます」

皆さんは、家庭ごみを出すときに分別方法や収集日が分からなくて困ったことはありませんか。こうした家庭ごみに関する情報を簡単に調べられるよう、3月末にリニューアルした市公式ホームページに、家庭ごみの分け方や収集日を検索できるサイトを開設しました。右下のコードからも見られるので、ぜひ活用ください。URL: <https://www.city.yachyo.lg.jp/garbage-item/search/search.php>



▼主な機能 家庭から出る資源物やごみの分け方、収集日をキーワード・5音・分別方法で検索

(クリーン推進課☎(421)6768)